

<企 画 課>

1 障害者自立支援法の廃止及び新たな制度の創設に向けた検討について

昨年9月9日の連立政権合意において、「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくることとされている。

今後、障害者の方々や事業者など現場の方々をはじめ、様々な関係者の御意見などを十分に聞きながら、検討を進めていく。

- ・12月8日、閣議決定により内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置。
- ・1月12日、第1回「障がい者制度改革推進会議」が開催。

この新たな制度ができるまでの間、平成22年度予算案においては、低所得（市町村民税非課税）の障害者及び障害児につき、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とすることとしている。

これまでの経緯

- 平成18年 4月 : 障害者自立支援法の施行 (同年10月に完全施行)
- 平成18年12月 : 法の円滑な運営のための特別対策
(平成18年～平成20年度の3年間で国費:1,200億円)
(①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法への円滑な移行等のための緊急的な経過措置)
- 平成19年12月 : 旧与党・障害者自立支援に関するプロジェクトチーム報告書
(抜本的見直しの視点と9つの見直しの方向性の提示)
: 障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置
(①利用者負担の見直し、②事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備促進)
- 平成20年12月 : 社会保障審議会障害者部会報告のとりまとめ
- 平成21年 2月 : 旧与党・障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針
- 平成21年 3月 : 「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」国会提出
→同年7月、衆議院の解散に伴い廃案
- 平成21年 9月 : 連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針

連立政権合意等

連立政権合意

- 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくる。

(2009年9月9日 民主党、社会民主党、国民新党「連立政権樹立に当たっての政策合意」より)

民主党 マニフェスト(抜粋)

- 26. 「障害者自立支援法」を廃止して、障がい者福祉制度を抜本的に見直す

【政策目的】

- 障がい者等が当たり前地域で暮らし、地域の一人としてともに生活できる社会をつくる。

【具体策】

- 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法(仮称)を制定する。

- わが国の障がい者施策を総合的かつ集中的に改革し、「国連障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備を行うために、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置する。

【所要額】

400億円程度

社民党 マニフェスト(抜粋)

再建2 >>いのち セーフティネットを充実

5. 障がい者福祉

- 基本的な生活、働く場にも利用料を課す「障害者自立支援法」を廃止し、支援費制度の応能負担の仕組みに戻します。医療と福祉を区分し、両面から障がい者の生活を支えます。精神通院公費、更生医療・育成医療を復活して重くなった自己負担を軽減します。

- 谷間の障がい者、難病者をカバーする総合的な「障害者福祉法」を制定します。

- 国際的な水準による「障がいの定義」を確立します。「国連障害者の権利条約」にもとづいて障がい者の所得保障、働く場や生活の場など基幹的な社会資源の拡充、就労支援策の強化などを行います。



26. 「障害者自立支援法」を廃止して、障がい者福祉制度を抜本的に見直す

【政策目的】

○障がい者等が当たり前前に地域で暮らし、地域の一人としてともに生活できる社会をつくる。

【具体策】

○「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法（仮称）を制定する。

○わが国の障がい者施策を総合的かつ集中的に改革し、「国連障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備を行うために、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置する。

【所要額】

400 億円程度

障害者自立支援法を廃止し、新たに障がい者総合福祉法を制定

わが国の障がい者施策を総合的かつ集中的に改革し、国連障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備を行うために、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置します。推進本部には、障がい当事者、有識者を含む委員会を設け、政策立案段階から障がい当事者が参画するようにします。そして、障がい者施策に関するモニタリング機関の設置、障がい者差別を禁止する法制度の構築、障がい者虐待を防止する法制度の確立、政治・選挙への参加の一層の確保、司法に係る手続における支援の拡充、インクルーシブ（共に生き共に学ぶ）教育への転換、所得の保障、移動の自由の権利保障、障がい者への医療支援の見直し、障害対策の法制化など障がい者が権利主体であることを明確にして、自己決定・自己選択の原則が保障されるよう制度改革を立案します。

障がい者等が当たり前前に地域で暮らし、地域の一人として共に生活できる社会を目指します。障害者自立支援法により、利用料の負担増で障がい者の自立した生活が妨げられてしまったことから、福祉施策については、発達障害、高次脳機能障害、難病、内部障害なども対象として制度の谷間をなくすこと、障がい福祉サービスの利用者負担を応能負担とすること、サービス支給決定制度の見直しなどを行い、障害者自立支援法に代わる「障がい者総合福祉法（仮称）」を制定します。

また、障がい者福祉予算を拡充し、中小企業を含め障がい者雇用を促進します。精神障害者を中心とした社会的入院患者の社会復帰と地域生活の実現に向けて関連法制度の整備等を進めます。

障がい者制度改革について

～政権交代で実現する真の共生社会～

2009年4月8日

障がい者政策プロジェクトチーム（PT）

第3 障がい者の総合福祉施策の改革推進の方向性

（「障がい者総合福祉法（仮称）」の在り方）

（1） 障がい者の範囲・定義について

「障害者自立支援法」第4条定義を早急に見直し、いわゆる「制度の谷間」と指摘されていた「発達障害、高次脳機能障害、難病、内部障害」などを含む定義となることを基本とする。

障がい者等の範囲・定義を見直し、いわゆる「制度の谷間」と言われる福祉サービスの対象外をなくし、幅広く福祉サービスが利用できるようにする。あわせて何らかの障がいにより福祉サービスを必要とする障がい者に「社会参加カード（仮称）」を交付する制度を創設する（現行の手帳制度からの移行が円滑になされるよう経過措置を設ける）。

（2） 利用者負担の在り方

利用者負担については、現行の「定率負担（応能負担）」を廃止し、「応能負担」を基本とする。「応能負担」における負担額の算定については、現行の「世帯単位（家計）」を見直して「個人単位（利用者本人、配偶者を含む）」とする。

福祉サービスにおける利用者負担額と補装具および医療に係る利用者負担額と合算した額が一定の額を超える（高額となる）場合には、特別の負担軽減策を講じる。

（3） サービス利用の支給決定の在り方

現行の「障害者自立支援法」における「障害程度区分」によるサービス支給決定の在り方を抜本的に改め、障がい者等のニーズに基づく認定方法を基本とする。

「障害程度区分認定」は廃止する。「ソーシャルワーカー等調査専門員（仮称）」が、障がい者のサービス利用ニーズ調査を行い、「サービス支給に係るガイドライン（仮称）」に基づいて、サービス利用の支給内容を作成する。当該調査専門員が作成したサービス支給内容を「障がい者サービス委員会（仮称）」（サービス給付の決定を行うための地域における委員会）で決定し、実施機関（市町村等）に指示する。

（4） サービス体系の在り方

サービスを利用する障がい者等の自立と社会参加および自己決定・自己選択の原則にかんがみ、「生活・社会参加サービス支援」として統合する。

「移動支援」は個別給付の対象とする。

現行の「障害者自立支援法」におけるサービス体系を障がい者等の地域における生活、自立と社会参加および自己決定・自己選択の原則にかんがみ、「居住支援（新グループホーム）」（現行のケアホームのように必要な場合に介護支援が受けられるよう柔軟に対応する）として統合する。障がい者にかかる福祉サービス体系は、「障がい者総合福祉法（仮称）」の中に位置付けて、実施主体は市町村（基礎的自治体）が行うものとする。

（5） 事業者の経営基盤の強化

サービス事業者に対する支援の在り方について、現行の日額方式は廃止し、基本は月額方式とする。サービス内容によっては、個別のサービスとして日額方式を取り入れることは排除しない。

サービス事業者の経営基盤の強化は、障がい者が個別のサービスを利用する際、安定的な当該サービスの提供に寄与するものであることにかんがみ、施設整備費および人件費等については、それぞれの単価を引き上げて整備することを国が責任を持って行う。

（6） 地域生活支援事業の在り方

障がい者個人の社会参加として利用する日常生活用具の給付等、移動支援については、個別給付のサービス支援（「生活・社会参加サービス支援」として位置付ける）。

コミュニケーション支援（手話通訳等を行う者の派遣）については、原則無料で行うものとする。

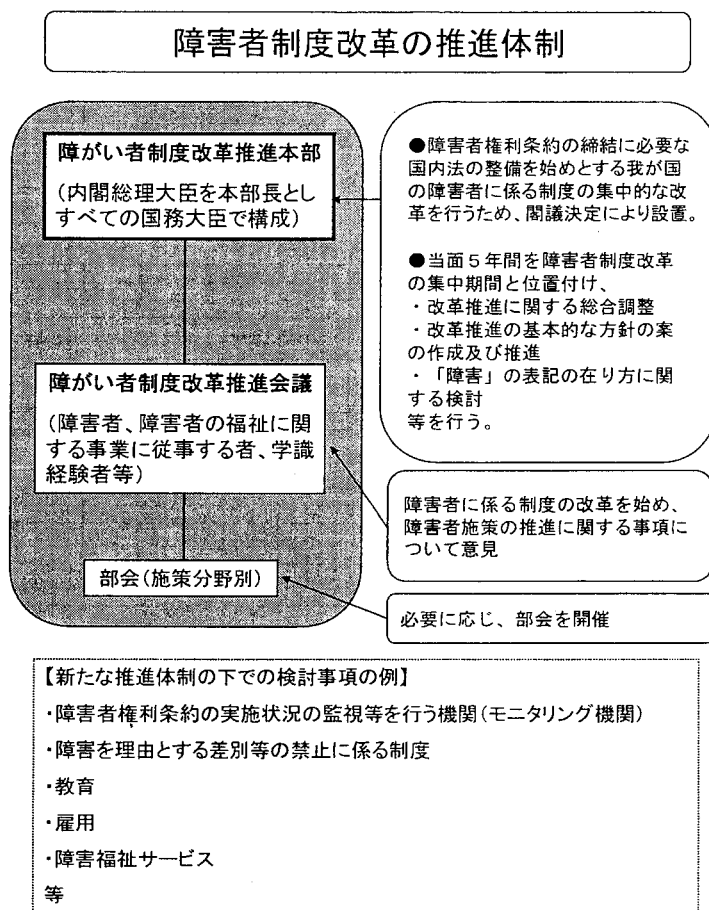
（7） 相談支援の在り方

障がい者等が身近な地域で福祉サービスを選択・利用できる、当たり前前に地域で暮らし、地域の一人として共に生活することができるように、現行の「地域自立支援協議会」を中核として相談事業の体制強化（社会福祉法人やNPO、ピアカウンセリングなど積極的活用）を推進し、あわせて相談窓口や相談員の充実を図る。

（8） 就労支援の在り方

障がい者の自立生活を支援するために、一般就労を促進するとともに、現行の地域自立支援協議会の各地域における体制の充実強化を行い、地域ネットワーク基盤の整備と就労の定着を図る。

一般就労以外の就労的事業（生産施設、福祉工場、更生施設、小規模作業所等）を整理し、現行の「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」のうち就労支援にかかわる事業について統合、簡素化するとともに、就労支援体制を強化する方向で検討を加える。



障がい者制度改革推進本部の設置について

平成21年12月8日
閣議決定

- 1 障害者の権利に関する条約(仮称)の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行い、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保しつつ、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣に障がい者制度改革推進本部(以下「本部」という。)を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長	内閣総理大臣
副本部長	内閣官房長官
副本部長	内閣府特命担当大臣(障害者施策)
本部員	他のすべての国務大臣
- 3 本部は、当面の5年間で障害者の制度に係る改革の集中期間と位置付け、改革の推進に関する総合調整、改革推進の基本的な方針の案の作成及び推進並びに法令等における「障害」の表記の在り方に関する検討等を行う。
- 4 本部長は、障害者施策の推進に関する事項について意見を求めるため、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者等の参集を求めることができる。
- 5 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。
- 7 平成12年12月26日閣議決定により設置された障害者施策推進本部(以下「旧本部」という。)は廃止し、これまで旧本部が決定した事項については、本部に引き継がれるものとする。

障がい者制度改革推進会議の開催について

平成21年12月15日
障がい者制度改革推進本部長決定

- 1 障害者施策の推進に関する事項について意見を求めるため、障がい者制度改革推進会議(以下「会議」という。)を開催する。
- 2 会議の構成員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者等のうちから、別に指名する。
- 3 会議は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 会議の議長は、構成員の互選により決定する。
- 5 会議は、必要に応じ、部会を開催することができる。部会の構成員は、別に氏名する。
- 6 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)において処理する。

障がい者制度改革推進会議構成員名簿

(敬称略 五十音順)

大久保 常明	(福)全日本手をつなぐ育成会常務理事	関口 明彦	全国「精神病」者集団運営委員
大谷 恭子	弁護士	竹下 義樹	(福)日本盲人会連合副会長
大濱 眞	(社)全国脊髄損傷者連合会副理事長	土本 秋夫	ピープルファースト北海道会長
小川 榮一	日本障害フォーラム代表	堂本 暁子	前千葉県知事
尾上 浩二	(NPO)障害者インターナショナル日本会議 事務局長	中島 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
勝又 幸子	国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部長	中西 由紀子	アジア・ディスアビリティ・インスティテート代表
門川 紳一郎	(福)全国盲ろう者協会評議員	長瀬 修	東京大学大学院特任准教授
川崎 洋子	(NPO)全国精神保健福祉会連合会理事長	久松 三二	(財)全日本ろうあ連盟常任理事・事務局長
北野 誠一	(NPO)おおさか地域生活支援ネットワーク 理事長	藤井 克徳	日本障害フォーラム幹事会議長
清原 慶子	三鷹市長	松井 亮輔	法政大学教授
佐藤 久夫	日本社会事業大学教授	森 祐司	(福)日本身体障害者団体連合会 常務理事・事務局長
新谷 友良	(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 常務理事	山崎 公士	神奈川大学教授
		オブザーバー	
		遠藤 和夫	日本経済団体連合会労働政策本部主幹

(2) 所得制限限度額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の所得制限限度額については、障害基礎年金等の公的年金と同様に据え置く予定である。

本 人

特別児童扶養手当(4人世帯・年収)	770.7万円	→	据え置き
その他(2人世帯・年収)	565.6万円	→	据え置き
扶養義務者等(6人世帯・年収)	954.2万円	→	据え置き

(3) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令」(昭和40年政令第270号)に基づき交付されているところであるが、平成21年度事業実績報告及び平成22年度当初交付申請に係る都道府県と市町村の事務費単価については、平成21年における人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、人件費単価が減少したため、以下のとおり改定する予定である。

	20年度		21年度
・ 政令第1条第1号に規定する額(都道府県分)	2,378円	→	2,346円
・ 政令第2条に規定する額(市町村分)	1,468円	→	1,447円

(4) 制度の適正な運営等について

特別児童扶養手当等の支給事務については、従来より適正な運営をお願いしているところであるが、都道府県及び市町村等において、以下のような不適切な取り扱いが見られた。

① 障害程度の認定事務にあたり

イ 障害程度認定基準に該当しないものを認定していた事例

- ・ 特別児童扶養手当について、診断書の一般状態区分表において「Ⅱ軽度の症状があり、強い運動は制限を受けるが、歩行、軽い運動や座業はできるもの」であるものを2級に認定しているもの(人工透析を行っている場合等、一部の例外を除く)
- ・ 特別児童扶養手当について、診断書の一般状態区分表において「Ⅳ身のまわりのある程度のことではできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの」を1級に認定しているもの(一部の例外を除く)

- ・ 障害児福祉手当について、心臓疾患用診断書の養護の区分が「(4)継続的医療」で認定しているもの
 - ・ 検査値や所見が基準を満たさないもの
 - ・ 検査値や所見が一般状態区分・養護区分・活動能力の程度・安静度等を裏付けるものとなっていないもの
 - ・ 特別児童扶養手当について臓器移植後1年は従前の等級で認定することとされているが、一年経過後も現在の状態を確認せず引き続き従前の等級で認定しているもの
 - ・ 障害児福祉手当の知的障害の認定において知能障害が最重度でなく問題行動等が特にないものを認定しているもの
- ロ 障害程度認定基準の適用について、総合的判断により障害を認定した場合に判断理由を明確に記録していない事例や判断理由に妥当性を欠く事例
- ハ 特別児童扶養手当について、急性リンパ性白血病や悪性新生物などで発病（治療開始）後まもなく、「傷病が治った」又は「症状が固定した」といえない状態で認定を行った事例
- ニ 特別障害者手当等において、診断書の審査など医学的専門的判断を必要とするにもかかわらず、医師による審査が行われずに認定している事例
- ホ 特別障害者手当等において、障害の程度の軽減が予測されるにも拘わらず、有期認定をしていない事例
- ② 認定請求書等の受理から認定までの期間が、長期間（2ヶ月以上）に及んでいる事例
- ③ 所得制限限度額を超え支給停止となっている者が、引き続き所得制限限度額を超え支給停止になる場合において、所得状況届の提出が免除されるにも関わらず提出が免除されることを周知せず所得状況届の提出を求めている事例
（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第十二条の三において読み替えて準用する同規則第四条）
- ④ 児童の死亡や施設入所により資格喪失となるべき者に対し、その事実を把握しないまま長期にわたり手当の支給を続けている事例
- ⑤ 増額改定について、額改定請求書が提出されないまま額改定を行った事例

各都道府県においては、制度の趣旨、支給要件等について十分理解のうえ、適正な制度運営を行うとともに、迅速な事務処理を行うよう努められたい。

また、管内市町村に対しても、適正な事務処理を行うよう周知徹底方お願いしたい。

(参考) 所得制限限度額表 (平成14年8月1日改正)

【特別児童扶養手当】

(単位：円)

	扶養親族の等級数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
平成22年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000
平成21年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000

【障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当】

(単位：円)

	扶養親族の等級数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
平成22年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000
平成21年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000

3 特別障害給付金制度の周知について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として特別障害給付金を給付する措置が平成17年4月1日から施行されている。本制度の周知については、障害保健福祉部企画課通知（平成18年8月7日付け障企発第0807001号（別添参照））により各都道府県民生主管部局長あて依頼しているところであるが、その一層の周知徹底を図るため、各都道府県及び市区町村を通じ引き続き制度の周知・広報をお願いしたい。

また、特別障害給付金制度の更なる周知を図るために、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員、障害者団体等、日頃障害者と接する機会が多い方々を通じた周知についてもご協力方お願いしたい。

平成22年度支給額（案）

障害基礎年金1級相当に該当する方：月額50,000円（2級の1.25倍）

障害基礎年金2級相当に該当する方：月額40,000円

(別添)

障企発第0807001号
平成18年8月7日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長

特別障害給付金制度の周知について（依頼）

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障害者に対する福祉的な措置として、平成17年4月1日より特別障害給付金制度が施行され、一年余りが経過したところであります。

これまで、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」（平成16年法律第166号）が成立して以来、各都道府県及び市区町村にご協力をいただき、広報紙への掲載や、窓口でのチラシ配布等による周知をお願いしてきたところですが、平成18年5月12日付けの事務連絡にて、各都道府県及び各市区町村における特別障害給付金制度の周知の状況を調査させていただいたところ、参考1、2の通り未だ不十分な状況にあります。

つきましては、以下の周知方法によるほか、障害者の方々に対する各種情報提供や行事の実施等、障害保健福祉施策を実施していく際のあらゆる機会を捉え、特別障害給付金制度の更なる周知にご協力をいただくようお願い致します。さらに管内の市区町村（指定都市及び中核市を含む。）や障害者団体への協力依頼についてもお取り計らいいただきますようお願い致します。

（周知方法の参考例）

- ① 窓口でのチラシ等の配布や広報紙等への掲載
- ② ホームページへの掲載
- ③ 障害者団体、事業者、民生委員等を通じたきめ細やかな周知
- ④ 市区町村における窓口の設定や担当職員への周知

なお、別添に周知用案文例を添付しましたので、周知用パンフレット等の作成等にご活用下さい。

(別添)

(周知用案文例)

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の方に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設され、平成17年4月1日から施行されました。

1. 支給の対象となる方

- (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（※）があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

（※）障害の原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

2. 支給額（平成18年度）

障害基礎年金1級相当に該当する方：月額49,850円（2級の1.25倍）

〃 2級相当に該当する方：月額39,880円

○支給額は、毎年度物価の変動に応じて改定されます。

○ご本人の所得によっては、支給が全額又は半額、制限される場合があります。

○老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。

○経過的福祉手当を受給されている方は、当該手当の受給資格は喪失します。

3. 請求手続

請求の窓口は、住所地の市区町村役場です。なお、特別障害給付金の支給に関する事務は、社会保険事務局（社会保険庁）で行っています。

原則として、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要がありますが、経過措置として、施行日（平成17年4月1日）に65歳を超えている方は平成22年3月31日まで申請することができます。また、施行日以降間もなく65歳に達する方についても65歳を超えてから一定期間は請求を行うことができる経過措置が設けられています。

4 身体障害者福祉法における肝臓機能障害の追加について

身体障害者福祉法における肝臓機能障害の追加については、昨年12月24日に身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令等を公布するとともに、身体障害認定基準等の通知を発出し、本年4月1日の施行に向けて準備を進めていただいているところである。都道府県・指定都市並びに中核市においては、円滑な事務の遂行をお願いしたい。

なお、肝臓機能障害について身体障害者手帳の交付を受けた者が旅客運賃の割引等の対象に追加されるかどうかについては、現在、関係省庁及び関係団体に協力を要請中である。

(参 考) 平成21年12月24日に公布した政省令及び発出した通知

【政 令】

身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令（政令第298号）

【省 令】

身体障害者福祉法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第157号）

【認定基準】

身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）の一部改正について（障発1224第2号・障害保健福祉部長通知）

【認定要領】

身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）の一部改正について（障企発1224第1号・障害保健福祉部企画課長通知）

【疑義解釈】

「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」の一部改正について（障企発1224第2号・障害保健福祉部企画課長通知）

【手続き等】

身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて（障発1224第3号・障害保健福祉部長通知）